NSG グループ

サプライヤー行動規範

はじめに

NSG グループは、「経営理念と行動指針」で表明しているとおり、プロフェッショナルで合法的かつ倫理的な事業活動によって、世界的に高い評判を得られるよう努めています。

NSG グループが従業員に期待する行動基準は、「NSG グループ倫理規範」として文書化しています。そして、NSG グループがサプライヤーに期待する行動、手続および手順については、この「サプライヤー行動規範」に定められています。

この規範は、現時点で可能な限り、関連する全ての法的要件を反映しながら、公正で良識ある事業活動への取組方を示しています。

NSG グループに資材またはサービスを提供するにあたり、すべてのサプライヤーには、適用されるすべての法令に加えて、この行動規範を遵守していただく必要があります。また、この規範の遵守を実証するために必要な情報を、NSG グループが合理的に要請した場合、これに応じていただく必要があります。

良好なガバナンス

倫理的行動は、NSG グループが行うあらゆる活動に不可欠な要素です。贈収賄や汚職関連リスクを回避するための厳格な基準の適用および NSG グループの高い倫理基準の遵守は、我々の事業が継続的に成功するために必要不可欠です。世界的に事業を展開する企業として、NSG グループは、社内ルールに従うと同時に、どこに事業拠点があってもその地域の法令を尊重することを方針としています。

NSG グループのサプライヤーは、日常の商取引において詐欺や不正行為を犯すことなく、 公平かつ公正に、自社の顧客、サプライヤーその他の事業者と取引を行っていただく必要が あります。

NSG グループは、すべてのサプライヤーに以下の実施を要請しています。

- 職業上、倫理的にかつ誠実公正に行動することを自社の責任として引き受ける。
- 自由な競争もしくは市場参入を歪曲する行為、または独占禁止法などの競争法に関して適用される法的ルールに抵触する行為の一切を禁止する。
- 関係者による賄賂の申し出、約束または提供、および賄賂の要求、受領承諾または 受入れを防止する。
- サプライヤーの取締役、執行役(員)または従業員が、公人として活動しており、その立場が NSG グループとの関係に関連しうるとサプライヤーが気づいた場合、直ちに NSG グループに通知する。
- サプライヤーの取締役、執行役(員)または従業員と NSG グループの従業員が、 利益相反をもたらしうる関係にあるとサプライヤーが気づいた場合、直ちに NSG グループに通知する。
- 事業拠点のあるすべての地域における租税公課等の納付義務を遵守する。
- 従業員行動規範を運用し、これを維持する。

企業の社会的責任

NSG グループは世界規模で事業を展開する主要企業として、世界各国の従業員や事業を営む地域社会、そして事業上の多くのステークホルダーと重要な関係を有しています。従って、NSG グループは企業の社会的責任を真剣に受け止め、国際的に認識されている人権を尊重します。

すべてのサプライヤーは、最低の要件として、国際労働機関(ILO)の労働基準を遵守する必要があります。

すなわち、サプライヤーは人権尊重を促進する雇用基準を適用すべく努力していただく必要があります。採用・昇進・異動・解雇等において、人種・皮膚の色・信条・国籍・年齢・同性を含む配偶者の有無・妊娠および出産育児・性別・性転換・性的指向・宗教または信仰・出身国または民族・障がいの有無・労働組合加入・支持政党・その他法令で保護された地位を理由とする意図的な差別を行ってはなりません。

国や地域によって年齢差別に関する法律があれば、それを遵守していただく必要があります。 いかなる場合も、虐待、ハラスメント、脅迫行為は許されませんし、これらの被害を訴えた 個人への圧力や報復行為も同様です。

NSG グループは、人権、倫理、環境責任に関する価値観を共有できる企業から、部品や資材を調達することに注力しています。 このような観点から、NSG グループは、人権を尊重するような方法で鉱物資源を調達することに注力しています。

NSG グループは、サプライチェーンおよび事業活動のあらゆる場面において、奴隷制度や 人身売買がないことを確実なものとすべく取り組んでいます。

NSG グループはすべてのサプライヤーに以下の実施を要請します。

- 職場環境に内在する危険を合理的に実行可能な範囲で最小限に抑えることによって、 安全で健康な職場環境を提供する。
- 危険な物質、機械または作業から発生するリスクを最小化する。
- 効果的な安全指針を運用し、これを維持する。
- 労働時間に関する国の雇用関係法令を尊重する。NSG グループは、強制労働やその 幇助を行なうサプライヤーとは取引を行わない。15 歳未満(または法の定めがあ れば、これより上の年齢)未満の年少者を雇用してはならない。
- 紛争鉱物調査を実施し、紛争鉱物規制の遵守に取り組む当社の顧客を支援する。
- 奴隷制度と人身売買に関する法律を遵守する。
- NSG グループの施設で働く、またはその施設を訪問する場合、アルコールや薬物 乱用に関するポリシーも含め、NSG グループがその施設について定める安全衛生 に関するポリシーを遵守する。

環境への責任

NSG Group Supplier Code of Conduct

Document Reference: NSGCOC Issue Number: 4 Issued Date: 2nd June 2017

NSG グループは、環境のサステナビリティ (持続可能性) に全面的に取り組んでいます。 NSG グループの「サステナビリティポリシー」には、気候変動への取組に対して NSG グループの製品が果たすことのできる独自の貢献内容が明示されており、さらに自社のエネルギー利用や資源管理の改善にあたり NSG グループが直面している課題も明記されています。 NSG グループはこの「サステナビリティポリシー」に則して、サプライヤーと、そして必要に応じて政府、規制当局、科学団体およびその他の関連するステークホルダーと建設的に連絡・連携をとり、持続可能な開発(発展)という共通目標に向かって推進をもたらすような、企業や地域社会によるさまざまな取組の推進を図ってまいります。

従って、NSG グループのサプライヤーもまた、環境に与える影響を低減させるための重要な役割を担っていることを認識していただく必要があります。

サプライヤーが環境保護のために最良の実施例を実現しようと継続的に努力することにより、 豊かで持続可能な未来を創造していく過程の一端を担うことを期待します。

NSG グループはすべてのサプライヤーに以下の実施を要請します。

- 適用されるすべての環境法規を遵守する。
- 自社の事業の環境リスクに応じた環境指針を策定する。
- 適用される法律、規制および基準、ならびに社内規則や手順を遵守することにより、 危険物質を管理する。サプライヤーは、自社の従業員、施設、周辺の地域社会および 環境に重大な損害をもたらしうる危険物質の放出、火災、爆発その他の大規模事故を 未然に防ぐべく、あらゆる対策を講じるよう努めなければならない。
- 既存の工場や設備を稼動するにあたって環境に与える影響を最小限に抑える方法を 定めた手順に従う。
- 従業員にトレーニングや必要なリソースを提供し、個々の従業員に環境保護に対する責任の自覚を促す。

サプライヤーは、自らのサプライヤー、請負業者、下請事業者に対しても同様の基準を適用し、求められた場合にはその証拠を提示していただく必要があります。

リスク管理

NSG グループの業務範囲には事業活動にとって潜在的なリスクとなりうるものも含まれているため、効果的なリスク管理が必要です。NSG グループは、従業員および株主双方に対する義務を果たすべく、責任を持ってリスクを管理しています。

NSG グループはサプライヤーがリスクに対して責任ある態度を示すことを期待しており、 さらに翻っては、サプライヤー自身もまた同じことを自らのサプライヤーに要請するよう期 待します。

NSG グループはすべてのサプライヤーに以下の実施を要請します。

- 経済的損失のリスクを最小化すべく、責任ある慎重な方法で事業運営を行う。
- NSG グループのサプライチェーン内のリスクの度合いを著しく上昇させる問題や変化があった場合には NSG グループに通知する。

• 自社のサプライヤーリスク評価プロセスを確立・維持する

サプライヤーとの協力発展

NSG グループは、サプライヤーが期待に応えているかについて評価を行ないます。選定の プロセス中および選定プロセス後の両方において、継続的な改善を促進するツールとして主 要業績評価指標 (KPI) を使用します。

NSG グループは、サプライヤーに対して、現時点の要請事項に従った事業の運営を期待するだけではなく、例えば NSG グループやその顧客の将来における要求、もしくは政府が市民の健康と生活環境を継続的に向上させるために将来において制定する法律に基づいた要求について意識し、準備をしておくことも要請します。

NSG グループは、サプライヤーと共同してこれらの試みを実施し、また技術革新や業務改善といった分野を含んだこれまでの改善策にも取り組んでいきます。

Document Reference	NSGCOC
Issue Number	4
Issued Date	2 nd June 2017

Document Reference: NSGCOC Issue Number: 4 Issued Date: 2nd June 2017

同意書

日本板硝子株式会社

購買部長 岡田 達彦 宛

平成 年 月日

[お取引先]

住 所

会社名

代表者名 印

下記の各事項について、異議なく同意いたします。

記

- 1. 当社は、貴社の定めるサプライヤー行動規範(以下、本行動規範という。)を読み、 その内容を理解しました。
- 2. 当社は、本行動規範の最新版が、貴社のウェブサイトの以下の場所に掲載されていることを承知しています。

http://www.nsg.co.jp/ja-jp/about-nsg/governance/our-suppliers

- 3. 当社は、本行動規範に賛同し遵守することが、貴社と取引を開始し、取引を継続する上での前提条件であることを理解し、同意します。
- 4. 当社は、貴社の調査によって、本行動規範の不遵守が認められた場合、貴社との取引が縮小または停止することになっても異議ありません。

以上